

障がい福祉サービス等の見込み量

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	利用者数(人/月)	25	26	27
		サービス量(時間/月)	360	370	380
	重度訪問介護	利用者数(人/月)	1	1	1
		サービス量(時間/月)	80	80	80
	同行援護	利用者数(人/月)	1	1	1
		サービス量(時間/月)	2	2	2
	行動援護	利用者数(人/月)	1	1	1
		サービス量(時間/月)	3	3	3
(2) 日中活動系サービス	生活介護	利用者数(人/月)	96	98	100
		サービス量(時間/月)	1,950	1,975	2,000
	自立訓練(機能訓練)	利用者数(人/月)	1	2	2
		サービス量(時間/月)	10	20	20
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月)	3	4	5
		サービス量(時間/月)	35	40	45
	就労選択支援	利用者数(人/月)	-	0	1
		サービス量(時間/月)	-	0	23
	就労移行支援	利用者数(人/月)	10	11	12
		サービス量(時間/月)	140	150	160
	就労継続支援A型(雇用型)	利用者数(人/月)	80	85	90
		サービス量(日/月)	1,400	1,450	1,500
	就労継続支援B型(非雇用型)	利用者数(人/月)	105	110	115
		サービス量(日/月)	1,600	1,650	1,725
	就労定着支援	利用者数(人/月)	6	7	8
	療養介護	利用者数(人/月)	5	5	5
	短期入所(福祉型)	利用者数(人/月)	14	15	16
		サービス量(日/月)	80	85	91
(3) 居住支援・施設系サービス	短期入所(医療型)	利用者数(人/月)	1	1	1
		サービス量(日/月)	7	7	7
	自立生活援助	利用者数(人/月)	1	2	2
	共同生活援助(グループホーム)	利用者数(人/月)	100	110	120
(4) 相談支援	施設入所支援	利用者数(人/月)	55	55	55
	計画相談支援	利用者数(人/年)	350	360	370
	地域移行支援	利用者数(人/月)	1	1	1
(5) 障害児通所支援	地域定着支援	利用者数(人/月)	1	1	1
	児童発達支援	利用者数(人/月)	55	55	55
	放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	130	135	140
	保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	1	1	1
(6)障害児相談支援	居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)	1	1	1
		利用者数(人/年)	190	200	210
(7) 地域生活支援事業	理解の促進・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業【成年後見制度利用促進基本計画】、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援事業、在宅障害者一時介護事業、訪問入浴サービス事業、施設入所者就職支度金支給事業、自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造助成事業				

かすみがうら市

障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

概要版



かすみがうら市 障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 (概要版)

■発行年月/令和6年3月

■編集・発行/かすみがうら市 保健福祉部 社会福祉課

〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田 461

TEL: 0299-59-2111(代表) FAX: 0299-59-2186 URL: <http://www.city.kasumigaura.lg.jp/>

令和6年3月
かすみがうら市

計画策定に当たって

● 計画策定の趣旨

病気や障害の有無に関わらず、全ての市民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、令和6年度を初年度とする「かすみがうら市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

● 計画の位置づけ

障害者計画は、「障害者基本法」第11条第3項で市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障害者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画です。

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条、障害児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

● 計画の期間

本計画の期間は、障害者計画は令和6年度から令和11年度までの6年間、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

● 計画の対象

本計画は、「障害者基本法」の定義に則り、身体障害者、知的障害者、精神障害（発達障害を含む）者、その他の心身の機能に障害のある人で、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。

● 計画の策定体制

学識経験者・専門家及び障害者団体・関連機関代表などの参画を得て「かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、本市の障害のある人を支える方々からの幅広い意見を踏まえて内容を協議し、市長に計画案を提案します。

サービスの利用者等へのアンケート調査をはじめ、パブリックコメントなどを通して、計画全般にわたって積極的な意見を提案します。

● 計画の推進

施策が効果的かつ効率的に実施されるよう担当間や関係行政機関、障害者団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。

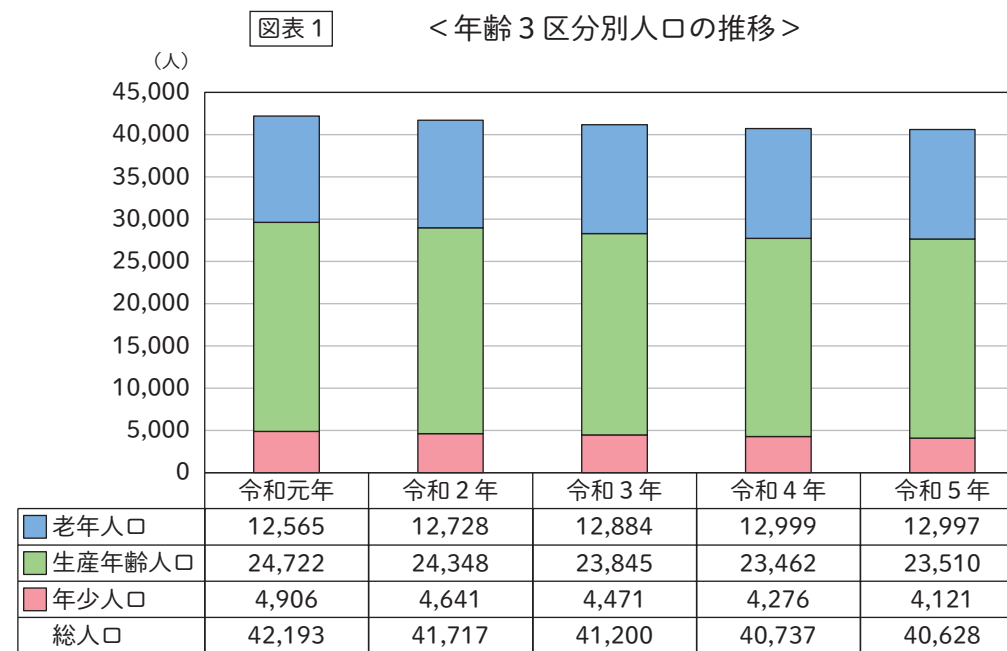
広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り市町村との連携を図るとともに、国・県の障害福祉計画に掲げられた事業を効果的に活用するなど、適切な役割分担を通し、国、県及び事業実施の関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

相談支援事業をはじめ、福祉行政に関わりのある各事業者との情報交換及び連携を強化し、個別相談から要支援者の早期発見、福祉行政のニーズの把握をすることにより、効率的かつ効果的事業の遂行に努めます。

障害のある人を取り巻く現状

人口の状況

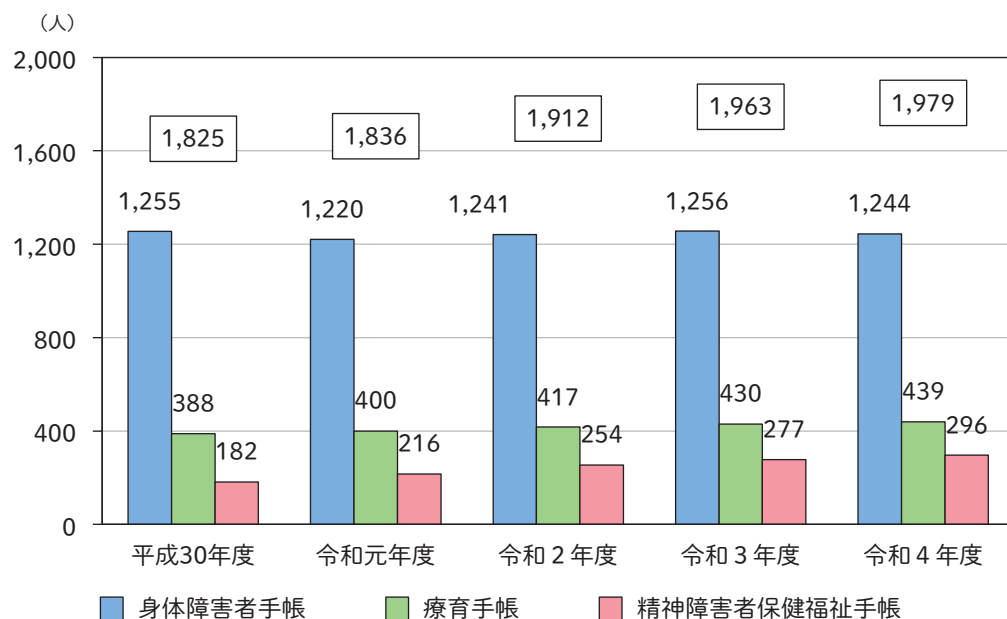
本市の総人口は微減して推移しており、令和元年の42,193人から令和5年は40,628人となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

障害者手帳等の所持者数

障害者手帳の交付数は増加しており、令和4年度は1,979人となっています。種類別では、身体障害者手帳交付数は、平成30年度の1,255人から令和4年度は1,244人と微減しています。一方、療育手帳の交付数は増加傾向にあり、平成30年度の388人から令和4年度は439人となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付数も増加傾向にあり、平成30年度の182人から令和4年度は296人となっています。



計画の基本的な考え方

基本理念

かすみがうら市障害者計画は、障害のある人もない人も、全ての人が社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、人としての尊厳を大切に、生き生きと生活できる地域社会づくりを目指しており、その基本理念として、「思いやりで共生するまち かすみがうら」を掲げています。

基本理念

思いやりで共生するまち かすみがうら

- 障害のある人や障害のある児童が、生涯を通してその人らしく健やかに安心して暮らしていけるように、まちづくりを進めます。
- 障害のある人の自己決定と自己選択により、自立と地域生活を支え、社会参加を促進できるように、まちづくりを進めます。
- 障害のある人も障害のない人も、共に生きる「共生社会」は、相互の人格と個性を尊重して、支え合い、思いやりと暖かいふれあいに満ちた地域社会です。このような地域共生社会のまちづくりを進めます。



基本目標

基本目標1 支援体制の充実・よりよいまちづくり

障害の有無に関わらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取組を推進するとともに、障害者理解の促進を図ります。

障害のある人が自由に外出するに当たっては、道路や建築物がユニバーサルデザインであることが大切です。また、市内の公共交通機関が不十分な面もあることから、福祉有償運送等の移送サービスを充実させ、障害のある人の外出の機会を確保することが重要です。

近年の集中豪雨等による氾濫など自然災害に備え、障害のある人の視点に立った防災体制、避難体制の整備が必要です。

基本目標2 相談支援・生活支援の充実

障害のある人が地域で自立して生活していけるように、地域における相談支援・情報提供体制やコミュニケーション及び移動に関わる支援を充実するとともに、経済的な基盤や住宅及び在宅サービス等を整備します。

地域における障害のある人の生活を支えるに当たっては、行政の公的なサービス以外に、隣近所の住民やボランティア等の活動団体など、地域に住む人たちが協力し合い、取り組んでいくことが大切です。また、地域福祉の活動を推進するとともに、福祉やサービスに関する情報提供や窓口の充実を推進します。

基本目標3 育成・教育の支援

障害のある児童が健やかに育ち学ぶためには、障害の特性や程度に応じた教育が受けられる環境が必要です。そのため、障害児教育の体制を整えるとともに、学校職員の資質の向上を図ります。

また、障害のない児童・生徒との交流機会を積極的に設けるなど、共に学び、共に支え合うことのできる教育環境を目指します。さらに、特別支援学級等の充実により、発達障害のある児童・生徒への対応を推進します。

基本目標4 就労支援・社会参加への推進

障害のある人の自立した生活や自己実現を図るには、自ら社会に参加したり、仕事に就くことが大切です。そのため、市内事業所や企業と連携を図り、就労先を確保するなど支援体制を強化するとともに、障害のある人が生きがいをもって暮らせる社会を目指します。

社会参加については、地域社会の一員として、生きがいをもって暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・推進していきます。また、障害のある人の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進し、活動を通して障害のある人の社会参加を支援していきます。

施策の体系

本計画の施策の体系を次のように定めます。

基本理念

基本目標

施策の方向

思いやりで共生するまち

かすみがうら

1

支援体制の充実・
よりよいまちづくり

(1) バリアフリーの生活環境整備

(2) 災害時支援・防犯対策の推進

(3) 地域支援体制の整備

(4) 障害のある人への理解の促進

(5) 権利擁護の推進

2

相談支援・
生活支援の充実

(1) 障害福祉サービス等の質の確保

(2) 障害福祉サービス等の基盤整備

(3) 地域生活支援事業の推進

(4) 日常生活を支援する事業の推進

(5) 経済的支援の推進

(6) 保健事業の推進

(7) こころの病の予防・支援対策の推進

(8) 地域リハビリテーションの充実

(9) 包括的支援の推進

3

育成・教育の支援

(1) 障害児の育成支援

(2) 特別支援教育の推進

4

就労支援・
社会参加への推進

(1) 雇用・就労の場の拡大

(2) 職業リハビリテーションの推進

(3) 文化・スポーツ活動等の推進

(4) 地域情報提供の充実

成果目標と障害福祉サービス等

令和8年度までの成果目標

■施設入所者の地域生活への移行

項 目	目 標
地域生活移行者数	1人
施設入所者数削減見込人数	1人

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	目 標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	12回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	12回

■地域生活支援の充実

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所
コーディネーターの配置人数	1人
検証及び検討の回数	1回

■相談支援体制の充実・強化のための取組

項 目		目 標
基幹相談支援センターの設置		1か所
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	5件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	5回
	主任相談支援専門員の配置数	1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	6回
	参加事業者・機関数	15
	協議会の専門部会の設置数	3
	協議会の専門部会の実施回数	6回
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善		2回

■障害児支援の提供体制の整備等

項 目	目 標
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の整備	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	有
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	有
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	有

■医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項 目	目 標
コーディネーターの配置人数	1人

■発達障害者に対する支援

項 目	目 標
ピアサポートの活動への参加人数	1人